

## 【重要】体調不良・風邪症状・与薬等の対応や基準についての確認をお願いします

風のまちこども園

寒い時期となり、風邪をひく園児も増えていることから、以下の点について再度ご確認ください。

こども園では、原則、医療行為を行うことはできません。

以下は、法律(医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師法第 31 条)に基づいたものです。

### 【原則】こども園の保育提供・職員配置は「健康な状態の子ども」を前提としています。

法律により、**体調不良の子どもに対して園が実施できるのは下の 1～3 のみで、それ以外はできません。**

1. 水銀体温計・電子体温計により体温を計測すること
2. 自動血圧測定器により血圧を測定すること。
3. 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること。

### 【基準・法律の原則・ポイントは次の通りです】

- ・子どもの個別の症状について、園で医療対応や処置をすることはできません。(医行為 医師法第17条)
- ・保護者の依頼や、医師による判断がある場合でも、園の保育活動への影響や、職員配置に影響が及ぶ場合は、お引き受けできないことがあります。(園は「設置基準」や「配置基準」で運営されています)
- ※『病児保育』を実施するには、設備の増改築や医療従事者の配置、認可が必要です。(裏面参考)

### 【病院から、保育時間内の服薬や薬の塗布を診断された場合】

こども園(保育所)に通所しており、原則、医療行為を行うことはできないことをお伝えください。

薬の服薬量や時間を調整してくださる場合があります。

※園での与薬は、例外の対応として行っているものです。

### 【服薬が必要な症状があっても、家庭の都合で保育が必要な場合】

1. 集団保育、日課に沿った保育活動が可能で、個別の見守り対応が必要ない場合に限りです。
2. 与薬にあたり副作用の危険性や投薬量の調整、医師又は看護職員による経過観察が必要でないこと。
3. 内服薬、坐薬など薬の種類にかかわらず、使用の方法について専門的な配慮が必要ないこと。
4. 体調不良時であることから、急なお迎えの依頼があった場合に保護者が対応できること。

市販薬や、過去の処方、厳密な投薬量の調整が必要なものや、微かな量により効果が変わる薬はお引き受けできませんので、ご了承ください。

### 【体調不良、また、個別のケアが必要な体調不良の場合は、家庭での保育をお願いいたします】

こども園では、法律や基準により医療行為、医療的診断はできず、「病児保育施設」の認可がなければ病児の対応や保育ができません。ご家庭のお仕事に対しては、可能な限り保育の提供を考えますが、病児の保育は、園として『できない事』になっているため、個々の家庭のご要望に対応できない場合があります。

予防接種、ワクチン接種の前後の健康観察についても、十分注意をお願いいたします。

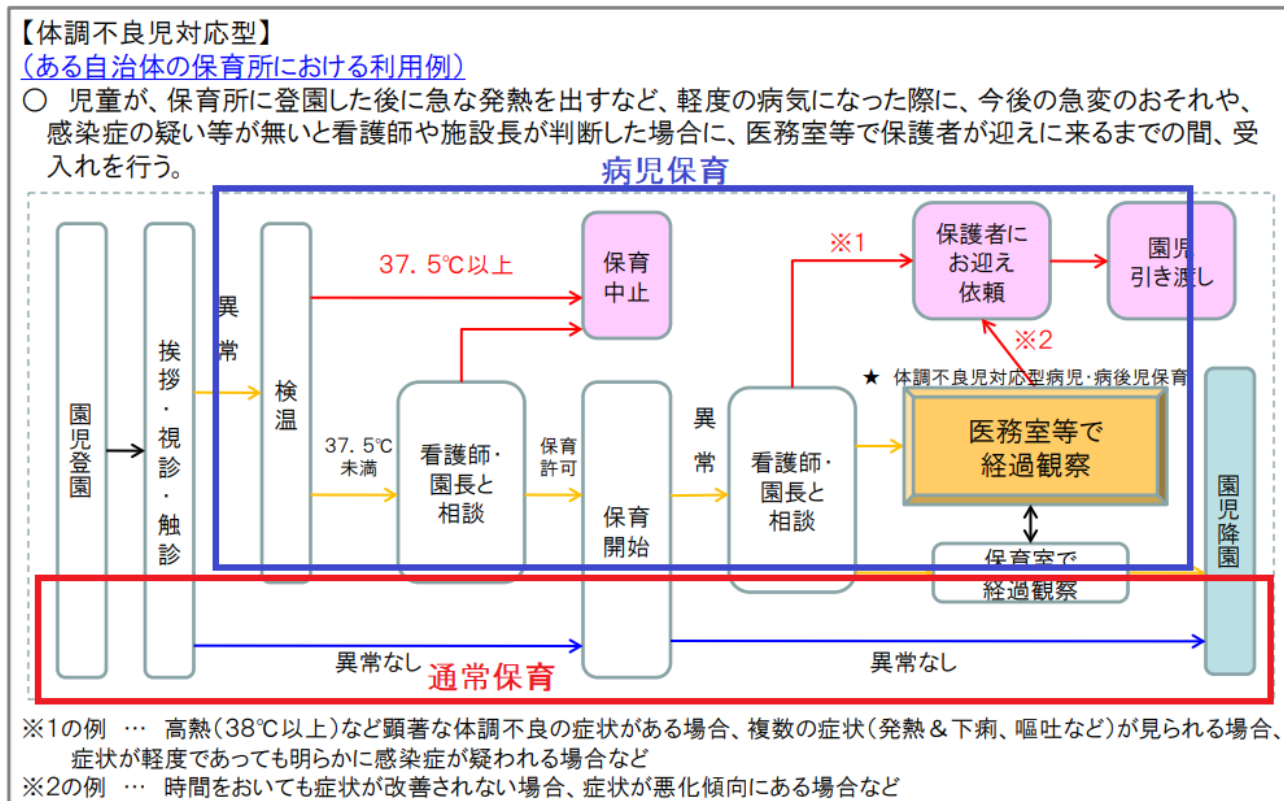
子どもの健康維持と、安全で衛生的な保育の実施のため、ご理解ご協力をお願いいたします。

(厚生労働省・保育所保育指針 および 厚生労働省医政局長・平成 17 年 7 月 26 日通達にもとづく)

**【参考:病児保育(厚労省の認可が必要)】**

体調不良型:発熱がなく、感染症(風邪)や複数の症状がみられる児童

→医務室等で経過観察するもので、37.5度以上では、病児保育も実施していません。



**【この『お知らせ』のポイント:重要なお願い】**

風のまちこども園は、上の図の『病児保育』の施設ではありません。現在、風邪症状等が観察されても、できる限り保護者の就労を考慮し、保育を受け入れているところですが、次のことを改めてご確認ください。

- 子どもが体調不良の時は、治療や休養をさせ、ご家庭において、必要な養護をしてください。
- 発熱、保育に支障のある『異常』や『悪化』が観察された際は、速やかにお迎えに来てください。
- 園での与薬は、特例です。与薬票をしっかりと記載し、基本的には家庭で服薬してください。
- 園は、医療行為、医療判断はできず、『この症状で保育ができるかどうか』が判断基準となります。

**【保育中に園から連絡をさせていただく状況は全園児共通です】**

発熱	37.5℃以上では、速やかにお迎えに来てください(基準上、園で保育できません)。時間をかけて複数回37℃を超える検温結果で、事前に保護者にご連絡します。
風邪等の症状	咳、鼻水、咽頭痛、嘔吐、下痢、腹痛、発疹、目の充血など、複数の症状があり、悪化傾向にある場合。感染症の疑いの場合。お迎えや、早めの受診や、休養をお願いします。
ケガ	保育中のケガや出血を伴うような傷、やけどなどが生じた場合。
その他	心身の不穩。感染症が疑われる場合。普段と違って泣き止まない。まったく食が進まない。外傷はないが激しく痛がる。等、保育活動が継続できない状況。

風邪症状があつて登園する場合は、『連絡がくる可能性が高い状態』です。